

岡本隆子議員からの質問

「リニア工事による要対策土の町有地への受け入れについて」に対する町長答弁について

リニア工事による要対策土の町有地への受け入れについて～町民の不安と疑問への対応と可児川汚染等の懸念～

①要対策土を受け入れる根拠となった専門家の科学的見解は

第3回定例会一般質問山田議員の質問に対して、受け入れ表明の理由として「専門家の話を聞くことができました。そこで一定の理解、または納得ができたこと」と答弁されています。

町長はこれまでの答弁で「安全なものしか受け入れない。遮水シートではこういうものは止まらない。破損した場合は駄目じゃないかと。遮水シートは御嵩町では二十何年か前に否定している。断る気持ちに変わりはない。」と何度もくり返し言われました。そしてこのことはその度に新聞報道され、町長が町民の安全を守ってくれると町民は信じてきたわけです。ところが、9月定例会一般質問の答弁で一転して要対策土受け入れを前提として協議に入ると表明されました。受け入れの理由の一つに「専門家と話ができ、一定の理解と納得ができたこと。」が挙げられています。専門家のどのような科学的見解によって受け入れ容認となったのか、科学的批判に耐えられるように具体的かつ明瞭にお答えください。

②町民の不安と疑問への対応

今年7月にJR主催の町内説明会の後、初めて工事の概要を知った上之郷地区住民から町主催の説明会開催の要望書が提出されました。その後、9月の第2回定例会の一般質問で受け入れを前提として協議に入ると答弁されています。町民から説明会を開催してほしいという要望書が出ていたにもかかわらずなぜ受け入れ表明をされたのでしょうか。平成28年第2回定例会一般質問の答弁で町長は「JRに対して、JRさんが決定されても、最低でも1年ぐらい要りますかねと。町民との合意形成をしなければならぬから早く情報をくれないとそれはできませんよ。そしてその上で受け入れるということは100%決定しているわけじゃないよ。お断りするかもしれませんよ」と答弁されています。11月14日の意見交換会では様々な不安の声が上がっていました。どれも鋭く的確を得たものばかりだと感じました。町長はなぜ地域住民のこのような意見を聞く前に受け入れを表明されたのでしょうか。

住民との合意形成を図らなければならぬと言われていたのではありませんか。ご答弁をお願いします。

③可児川の汚染、崩落、洪水、地下水汚染、涸渇の懸念

町長は受け入れ理由の一つに、かつて産業廃棄物処分場に反対した町として、どこかよそ

に持って行けというのは整合性がなくなってしまうと述べられています。この点についても意見交換会では多くの質問が出ました。町有地に要対策土を入れると汚染水が可児川に流れ、下流域に被害が出るのが想像できると言われた方もおりました。

JRの事業とはいえ、町内で出たものは町内で処分しなければならないということに法的な根拠はなく、現に瑞浪市日吉町の要対策土も一部は持ち出していることをJRは認めています。JRの事業で出た有害な土をなぜ御嵩町民の安全を犠牲にして引き受けなければならないのか、住民が不安に思われるのも当然だと思います。

町長は本年第1回定例会一般質問の答弁で「要対策土を入れることを前提とするならメリットはありません。これはたぶん中津川市の市長さんは違うかもしれませんが、岐阜県の沿線市の首長さんは全員ありがたいものだというの思っていないというのが現実であろうと（中略）どこもがウェルカムなんて気持ちはないというのが現実です。」と述べられています。沿線市町で中津川市は別としてパブリックの私有地や町有地を差し出しているところはひとつもありません。御嵩町だけが町有地を要対策土の最終処分場の候補地として手を挙げたのではありませんか。町長は平成26年第2回定例会一般質問山田議員の質問に対して「大量な建設残土の行き場がまだ決まっていないということでありますので、いずれは何とかしなければいけないということになり、御嵩町はこれについて県を通じて手を挙げているという状況にあります。これだけ積極的にと言いますか、具体的に手を挙げて残土の容量まで含めて提案しているのは、たぶん全国でも御嵩町ぐらいではないかと考えております。」と答弁されています。それを受けて私は平成27年第1回定例会一般質問で手を挙げる前に環境審議会に諮るべきではないか。環境アドバイザーの意見を聞くべきではないかと質問したところ、企画調整担当参事は決まったわけではない、県に情報提供しただけだと答えられました。このように御嵩町は積極的に残土処分場の候補地に手を挙げてきたわけです。そして久々利の例からも当初から要対策土が出ることはわかっていたはずで、今になって、よそに持っていけないとか、ウェルカムのところがないという理屈は通らないのではないのでしょうか。

以上、可児川汚染、崩落、洪水、地下水汚染と涸渇の懸念がある町有地への要対策土の受け入れについて、町長の見解を伺います。

町長

岡本議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点、2点、3点目と順を追っての答弁書になっていませんので、聞いていただければ今の質問の順番に答えるということが分かると思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

まずニアの要対策土については、私が「これでは受け入れはできない。」と申し上げて2年ほど経過しましたがけれど、その間に誰一人として「頑張ってください。」と言ってくれた人はありません。まあ、私の近い人、受け入れの付き合いがなっている方は「そんなこと

して大丈夫なのか。」という心配をしてくれた方は多くおみえになります。岡本議員からも「町長頑張れ」と言われたこともなかった。そういう記憶はないと。産廃の例がよく出ますけれど、

産廃処分場の時も我々は、一町民として本当に不安だったんです。町民から何のアクションもない。いろんな配布物を自分たちで作って配ったわけでありますけれども、まったく反応がない。反応がないっていうのは非常に不安になる。基本的に、反応がないっていうのはそれはそれでいいんじゃないかと言ってるんだらうか。ということで、私たちの当時のバックボーンには町民はなってくれなかったというふうに思っています。

さて、順を追って専門家のお話の説明をしていきます。まず、遮水シートについてであります。二十五年、六年前の業者が使用を予定していたシートとは明らかに違います。当時のシートは色鉛筆で穴が開く、ちょっとパフォーマンス的に使っておられたと、当時の学者はそういうことに使ってみえたな、今更ながら思うわけですが、色鉛筆で穴が開くようなものだったということを体感できましてね、わざわざ現在提出されているものは、十分な衝撃に耐えうるように、不織布、シート。不織布が3枚、シート2枚の5層での密封であります。そして、これも教えていただきました。遮水シートの劣化は紫外線によって起きる。ただ、劣化が発生するとはいえ、埋め立て期間での7年8年で劣化するものではないとのことあります。100年と私が申し上げたら苦笑いしながら、同じことだと。「結局は土を被せて埋めてしまえばシートについては劣化しない。ただ、遮水シートの漏れについては、現在計画されている遮水シートはそのものが破れることは考えられない。漏れがあるとしたら接着の部分が丁寧に接着されていないことが考えられる。アドバイスとして、とにかく丁寧な仕事をさせることです。」というところを言われました。

私が心配しておりました、排水についてであります。私が、場所はため池の跡地、いわゆる集水しやすい場所であると。集水しやすくしてあるということは、暗渠排水についてどのようなやり方になるのでしょうか。私は単純に真ん中に太いもの、暗渠排水を作ってそれで排水をするという考え方をしておりましたが、暗渠排水は太いところ一か所だけではない。木の枝のように、水道全てに暗渠を作ることになる。シートの下、地下で集水し、一旦プールし、流下させることになる。こうした水を検査して流させるということでもあります。これについて水の専門家から早い段階から水のモニタリングをすべきとのアドバイスもいただきました。私は、現在の水質も日々変化しているというものであろうかと思いますが、少なくとも現時点での水質をまず掴んでおくべきと考えておりますしそう理解いたしました。農業者、作付けをしてみえる、水を利用している方、農水の取水口、これらの水質もしっかり調査しておくべきものと考えております。そして雨水について、対策土は密閉し、密封し、5mの土を被せるようであります。コンクリートやアスファルト、その上部で覆ってしまう、こういうことは必要ないと思われる。私は少なくとも、周囲の排水はJR東海に対してするのかしないのか、はっきりしていただきたいと言うつもりでもあります。

崩落について、これは科学者というか専門家が現在での土木工学での埋め立てで、基本通

り埋め立てられた所で崩落の発生は現段階ではないと教えていただきました。

2点目ぐらいの質問に答えるのですが、これまでの質問、岡本議員の質問は、「まあ、頑張れ」とエールを送っていただいているというよりは疑われているなあという感覚のほうが強く感じております。これに対し、私が思うことは、なぜ「自分たちならこうする」という強い意志を、発想を持たないのだろうと。やっぱり、負ぶさったまんまなんだろう。非常に不安になっておりました。こうしたことに対しては、逆に役場に働くものであります。

説明会の開催について、9月7日、要望書はそれまでに何回か持っておみえになっているが様式がちょっと違っているということで正式な受付がされなかったようであります。それについて私は存じ上げていません。正式には9月7日に要望書が出て参りました。そして9月9日に山田議員の質問に対して答弁しております。なぜ答弁前にやらなかったのかと仰いますが、質問書の提出は8月13日です。時間かけて答弁書作るわけです。質問書が来れば当然言わせていただく。それによって、議員の質問に真摯に答えさせていただきました。説明会であるとか質問会であるとかについては別のものという考え方をされる方もありますが、これは見解の相違ではないかなというふうに思います。今回行った説明会でも意見交換会のような場面もありますし、説明をしたという場面もありますので、これは説明会になっていないとかそういうことで言われても困るというふうに思っています。

人をあまり集めたくないというのは今の行政のスタンスです。やはりコロナ禍において感染者をそうした場で発生させる、クラスターを発生させるということは基本的に避けたいという思いであります。議員の皆さんがお考え以上に行政はその分についてはしっかりと対応したいというふうに考えています。私が質問に答えたとおりであります。

町民との合意形成であります。一つの答えを持って図るんだと思います。何も決めている段階での合意形成というのは、できる何をどう合意形成するのかということになってきますので、少なくとも、答えをもって合意形成を図っていくものだと思います。町民からこれまで2年以上時間があつたんですけど、聞こえてくるとしても「心配」という二文字だけで、賛成、「まあしゃあないな」という消極的賛成の方は「こんなことして心配」、ただ「反対だ」と仰るだろうなと思う方は「いろんな危険があつて心配」。もう「心配」だけです。結論は何も出てこない。岡本議員も議場での「心配」という言葉はかなり使っておみえになりますが、「反対」というのは自分のスタンスとして明確に出されていないと私は感じています。これからは、「心配」な部分をどうJR東海から答えを導き出すのか、受け入れる前提に、ということは、これをクリアしていけばいいですよ、これはどうですか、あれはどうですか、というそういうスタンスでJR東海と向かうということになります。

3点目の質問です。大きな誤解がございます。私は岐阜県の要対策土を一手に引き受けるなんて一言も言ってません。むしろ、可児市で起きた、黄鉄鉱の件があつただろ、想定できただろうということを仰いますが、私の中では健全土の受け入れしか考えていなかったというのは事実であります。美佐野のほうから排出される要対策土と説明しているつもりですが、無駄に話を膨らめないでいただきたいと思っております。あまり人を疑うとそれは自

分自身も疑うということになりますので、ちょっと失礼じゃないのかなというふうに思います。もう1点、私が要対策土の存在、処分方法をJRから説明を受けたんだと。議会の皆さんと一緒に説明会を開いた。その時に初めて聞いた話です。これは岡本議員が信じようと信じまいとそれが真実です。だからその時に私は怒ったんです。JR 東海に対して。同じことを言ったと思います。話があっても一年やそこらでは決まりませんよということをずっと言い続けますよということ言っていました。ただ、要対策土がこれだけ出るとかこういうのが出るというのとかあの時初めて聞いた話です。私に事前に相談がきちんとあるのであればあんなことはしませんし、少なくとも、もうちょっと上手にやれよとか、そんな話出しても無理だよとかいろいろアドバイスができたというふうに思われますが、JR というのはそういう会社なんです。不思議です。もうそうしか言えません。たぶん自分のところの工程に合わせて全部きちんと決めてるんだらうと思いますが、まあ冗長的には短期的なことは関係ないということなんだろうと思いますけれども。だから担当者達も、「なかなか日本語が通じません」というふうに報告することがよくあります。要対策土の処分は、今一度言いますが、美佐野地区工区から排出されたもののみの処理をどうするかという計画です。処分地は、廃止された旧真多羅ため池。健全土は平地造成の有効利用を考えている、この姿勢は以前より変わりません。ということで、要対策土については答弁をここまでとさせていただきます。

岡本議員

再質問したいことが沢山ありますので、順に質問させていただきます。

まず、この科学的根拠ですね、1点目。町長のこの説明を聞いて、これで納得できる町民がどのくらいいらっしゃるのかというふうに思いますが、今日口頭で今説明いただいたんですが、これを町民にはっきりとわかるようにデータ化を、解説文書で明らかにする必要があるのではないかと思います。町長は、専門家の意見を聞いたということはこのほっとみただけの10月号でも述べられていますので、そのことの説明をしっかりとされるべきでないかというふうに思います。町長は安全なものしか入れないと言ってみえたのが、どういうふうにして180度転換されたのか。今のところの説明ですと、町長は納得されているかもしれませんが、私は今の説明では納得できないところがありますし、町長がご自分で納得された段じゃなくてその納得した内容を町民に説明していただく、町長には責任があると思います。それでないと町民の皆さんは納得しないと思いますが、まずその点についてまずどう思われますでしょうか。

町長

専門家とお聞きしたことについては、当然専門家のお話として、町民に伝えることはやぶさかではありません。事実ですから、私もいろいろ心配しながら聞いた話ですので、それを伝えていくということに変わりません。これでは納得できないということであれば、逆に

「こういうことも具体的に聞いてほしい」ということを仰ってくれば、可能だと思います。また、今後ですね、学者の方に意見を聞けるような組織というか、審議会のようなものを作って対応していきたい。どちらにしろ私どもは素人ばかりですから、専門家の意見をお聞きしながらJRと協議していくと。選択肢として、JRの事業に関わっていない専門家を選んで話をお聞きしたいなど。御嵩町側としてどうすべきかということもアドバイスをくれると思っております。

岡本議員

そういう専門家の方がいらっしゃるということですので、是非、ご意見をお伺いして、町長のお考えが変わった理由をわかるように町民に説明していただきたいと思っております。今のご答弁で、していくということをお願いしたので、それで一点目の質問については終わります。

それで2点目ですね、合意形成というところなのですが、町長が一つの答えを持って、何も決められていない時では町民へ説明はできなくて、一つの答えを持って合意形成は図るものと答弁されました。これは環境基本条例4条第2項に「町は、町が実施する環境の保全と創造にかかわる行為について、情報の提供と住民参加の手続きを整備する責務があります。」と書かれてあります。

そして16条に「町は、町の環境の状況及び環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、町民、事業者や民間団体に対し必要な情報を積極的に提供するよう努めます。」とあります。

今町長は、一定の答えを持ってして、言われましたが、これからでも住民参加と、4条2項に書いてありますが、こういった手法を整備して、さっき専門家と言われましたが、その中に住民を加えていただくとか、今後住民の意見が反映されるような何か仕組みを作っていけたらどうかと思いますが、そのあたり、環境基本条例4条2項にですね、これについて町長はどのようにお考えでしょうか。環境基本条例については、JR主催の説明会の時にも環境基本条例の意見は出ていましたし、この間の意見交換会の時にも「うちには環境基本条例があるやないか」ということで、ご意見が出ていましたけれども、この点について4条2項ですが、住民参加の手続きを整備する必要があるということについて、どのようにお考えでしょうか。

町長

私もいろんな情報を収集しております。町民の皆さんの中で環境に敏感な方が何と言っておられるか。以前も申し上げましたけれど、JRが環境アセスを出し、私が町長になった瞬間、私自身が「可児川より南側の環境は諦めましょう。」と。あれだけゴルフ場、工業団地、いろんなものを作ってきた。「持続可能な」と、当時はそんな言葉はありませんでしたけれど、可児川より南の環境については、諦めたほうが良いかもしれない。その代わり、

可児川より北の部分についてはしっかりと守っていきたい。」ということは私が町長就任の時に言ったことであります。そんな時に JR 東海から話があったわけではありませんけれども、そういうスタンスであったのも事実であります。JR 東海が希少野生種等、あの押山のあの山の斜面も、どれだけのものがあるのか、全部調べています。開発のする区域と言うのは一切手を付けないということです。むしろこれは JR 東海のほうが「いや、そこは手を付けられません。」ということでそのままにしておくとして JR 東海自身が決められた。今、そういう意味では法整備がされて、その上でいかにそういう野生種を守っていくか、という大変大きなテーマでありますけれど、半分冗談で「全部切っちゃうか？」というようなことを言いましたけれども、「いや、絶対できません。」ということをして JR 東海側から仰ってました。安心して希少野生種の方は聞いていた。

真多羅ため池はほとんどが池ですから希少野生種があるとしたら稀少にはならないのではないかと逆に思うこともございます。これも専門に勉強している方もあるかと思えます。

岡本議員

今出ました、希少野生生物ですけれども、これはやはり住民の方で御嵩町中の稀少野生生物を把握している方が、その時に JR に情報をしっかり、全部提供しているんでしょうと。町長は、希少生物は守られたと言われますけれど、希少野生生物は色々あるんですが、一番今言われているのがハナノキですね。ハナノキの一番の群生地はたしかに JR は避けました。しかし、民地、町有地のほうもあります。いくつかが犠牲になるはずで。しかも、湿地の谷を埋めれば、当然こちらの沢も、あちらの沢も影響を受けて希少生物のそのままの生育は難しくなると専門家の人たちは言っています。この希少生物についてはいいです。

私が今「あれ？」と思ったのは、真多羅ため池ですね。町長は、要対策土を美佐野工区から出たもので、真多羅ため池に入れると言われましたし、このほっとみたけにも真多羅ため池に埋めると言われていますけれども、真多羅ため池というのは、容量が2万9千立米だそうですよ。町有地に埋める量は50万立米ですよ。町長は真多羅ため池に埋めるということで、なんとなく真多羅ため池のこの辺りに埋めると言うことで納得されているかもしれないですけど、町有地はもっと広いところで埋めるわけですよ。真多羅ため池の2万9千立米じゃ全然収まらない量じゃないですか。そこはどう認識されているんでしょうか。

町長

真多羅ため池については、ため池が町有地です。今言われた量と言うのは、多分水量がそれだけだったのではないかなと思います。だんだん大きく広がっていくわけですから、量も沢山埋まると解釈しております。今 JR が多分測量も終えていると思いますので、本当の容量をしっかりと出させたいと思います。

岡本議員

その真多羅ため池の立米については調べていただくということをお願いしたいと思いません。

それから、町長が、「岡本からもエールがなかった。」と仰いますが、それと同時に聞こえてくるのは心配の声ばかり、仕方がないじゃないかと言う声と言われましたけれども、この情報が、きちっとした形で町民に新聞報道だけです。私が一般質問した後に新聞記者の方が傍聴に来てみえまして、それで町長にぶら下がって記事にされる。あの記事だけが町民に向けているわけですね。正確に町が地図で示してここにこれだけのものが入り、ここにトンネルができ、ここから入るんだということがきちっと伝わらない中で、町民は反対とか言える状況ではないと思うんです。町長の反対の声が聞こえてこないというのは、説明不足ということが原因じゃないかと私は思います。情報発信をしていないということが原因じゃないかと思いますが、いかがご認識されていますでしょうか。

町長

行政は常に情報発信能力が悪いということは庁舎関連の時の質問の中でも言われました。私が反省しているのは、産廃問題の時に行政から発信がない、我々は知らなかった、平成3年1月の朝日新聞の夕刊で初めて知った、ということが駅前で起こったんですけど。実際には10月、11月頃のほっとみたけに記したということは良かった。情報というのは自分からちゃんと出ていこうとしなければ、行政に対して文句ばかり言っても始まらない。議会に対して文句ばかり言っても始まらないということを学びました。我々のテーマは一般論から言って、行政は、発信はしているけれども受け取ってもらえない、ということが永遠の悩みでもあります。この件について積極的に発信し続けたという事実はございませんけれど、事実を隠すということもしていないということも理解していただきたいと思いません。

岡本議員

行政は情報発信能力が悪いと言われまして、情報発信をしているが受け止める側がしっかりそれを受け止めていないということなんですけれども、やっぱり情報発信の仕方が悪いんだと思います。ですので、そのことについてはしっかりと取り組んでいただきたいと思いません。

それから、要対策土の受け入れについてですが、町長はこの間の意見交換会の時に、「今後、JR 東海さんと要対土を持ち出して受け入れてくれるところがあるなら、それはそれで探してくださいと言っていきます。年数はかかるわけで、一挙に数カ月で出るということではありませんので、それも方向転換ということも途中であるかもしれません。臨機応変に、より安全になるように考えていきたい。」というふうに11月14日の意見交換会の時に要対策土を持ち出したらどうかという意見が相次いだ中で町長が答えてみえますけれども、この点について方向転換もあるよと、そしてJRには探してくださいと言っていくと仰って

えますが、この点について町長のご見解をお話してください。

町長

少なくとも、行き場があるのであれば、私はそういうつもりです。それは探すのもJRの仕事だと思いますので、そういう提案はずっと続けていくつもりです。

もう一点JRに言っているのは、半永久的に残っていく事になりますから、要対策土を安全土に変える技術を研究してくれないかと言っています。今のままで埋めておけば、それはそれで要対策土として漏らさないということですが、ただそれで終わりでもないんじゃないですかと。これから科学技術が発達していけば、要対策土を健全土に変える技術というものが100年のうちには見つかるでしょうと。そういうこともJR東海として考えていただきたいということは言っておりますので、これは事実としてお受け取りいただきたいと思いません。

岡本議員

行き場があれば提案は続けていきたいということですので、これに対してはJRに対して何度も確認しました。要対策土について、御嵩町がノー言った場合にどうするかと聞いたときに「持ち出します」とはっきり言われています。

そして、この間の日曜日ですね、その時に、次月地区に対してJR東海から説明があったようです。その時に次月の自治会の方の中から「要対策土を持ち込むことはならん。」と次月の自治会として言ったらどうするんだというふうに言われたそうです。そしたらJR東海は「持ち出します」ということを言われたそうです。JR東海がそういう質問に対して住民からも言っているわけですので、町長の方もぜひ行き場があれば提案を続けていきたいと仰っていますので、その点のご協議をお願いいたします。

行き場があるというのは、岐阜県内で千二百何十万立米出る。それを6市町村で等分に分けているわけじゃないですよ。ですので、等分に分けているわけじゃなくてそれを処分しなければいけないということで、困っているわけではないわけですよ。とにかくJR東海の方はそういう風に言っているわけですから、是非町長として交渉をお願いします。1点目のリニアについてはこれで終わります。（※以下略）